

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
 規制の名称：製造量と輸入量を制限する物質の追加
 規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当 部 局：経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省地球環境局地球温暖化対策課
 評価実施時期：令和5年1月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価以降、我が国はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、「議定書」という。）キガリ改正（※）を平成30年12月に受諾。議定書キガリ改正は平成31年1月に発効しており、議定書の国内担保法である特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下、「オゾン層保護法」という。）の改正法も、平成31年1月から施行されている。その後、議定書キガリ改正は令和4年11月時点で144か国が締結しており、70か国以上が議定書改正に締結することを条件とし、2033年1月1日以降、締約国は非締約国とのハイドロフルオロカーボン（以下、「HFC」という。）の輸出入ができなくなるとされていたところ、議定書キガリ改正の発効と締約国の拡大を想定した事前評価時点から国際的な動向に変化はなく、オゾン層保護法の執行にも影響していない。

平成30年1月の事前評価時点には想定されていなかった事象としては、令和2年以降の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大があるが、その影響によって一部の資材調達状況や国内需要に変化はあったものの、HFCの製造・輸入数量は事前評価時に想定していた方針で順調に推移しており、コロナ禍がもたらす規制への影響は認められない（参考：図1）。

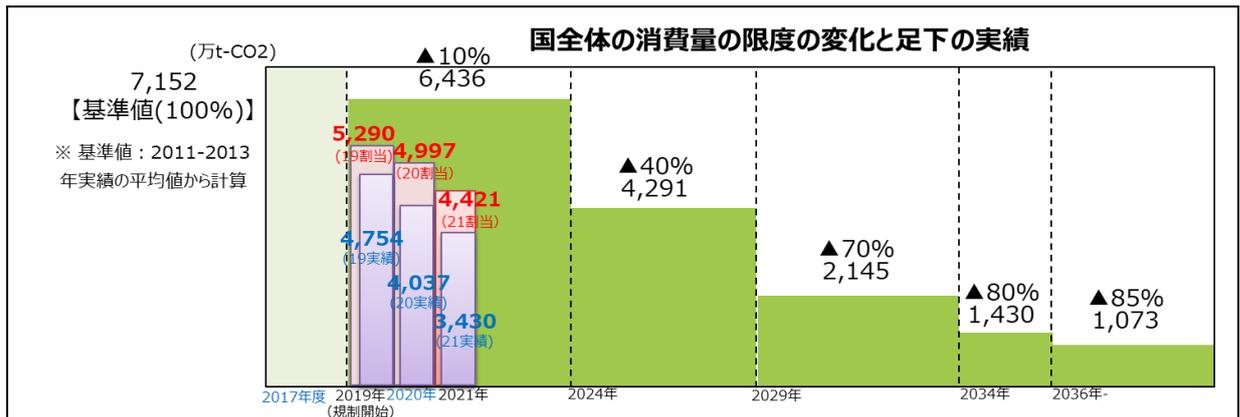


図1 オゾン層保護法の運用に基づく消費量（製造量＋輸入量－輸出量）の実績

※平成28年10月にルワンダ・キガリで開催されたモントリオール議定書第28回締約国会合（MOP28）で採択された、議定書の対象にHFCを追加する改正のこと。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

上記①に記載したとおり、規制の事前評価後に議定書キガリ改正が発効、その締約国も順調に増加しているところ、国際条約の締結に伴う国内担保法の整備という観点で設定した事前評価時のベースラインに特段の影響はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、改正議定書に基づく我が国におけるHFCの生産・消費量の削減義務に対する社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段認められなかった。その上で、改正議定書の締約国は増加しているところ、我が国が国際条約上の責任を果たすために、国内担保法に基づくHFCの規制は必要である。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、HFCからオゾン層破壊効果がなく温室効果の低いガスへの転換コストを測定指標としていた。

HFCの用途の一つである自動販売機や家庭用冷凍冷蔵庫の冷媒は、事前評価時においてはCO₂やイソブタン等の自然冷媒に転換済みであることから遵守費用は限定的としていたところ、この状況は現時点でも同様である。

業務用冷凍冷蔵機器についても、自然冷媒技術が実用化され普及しつつある（冷凍食品製造の分野における2021年度時点の自然冷媒機器の普及率は、kW数の構成比で約25%に上昇した。）とともに、国からの導入支援措置も実施していることから、その場合の自然冷媒機器の導入費用は限定的になるものとしていたところ、従来のフロン機器導入費用の1.1~1.2倍程度と遵守費用は限定的であり、この点についても現時点で変化はない。

HFCの用途のうち、家庭用・業務用エアコン用の冷媒については、評価時点で冷媒代替のための研究開発等の費用が遵守費用と見込まれていた。冷媒メーカーによる冷媒代替等の研究開発費用については、個社の営業秘密にあたる情報のため定量的な推計は困難であるが、その後、国からの研究開発支援（2018~2022年度：約28億円）もあって、一部の冷媒開発についてはある程度の成果が得られたものの、現在も、安全性や効率性等の実用化のための条件を満たす代替冷媒及びこれを使用した機器の開発が続けられている。また、国としても、引き続き研究開発支援を行うこととしているところ、事前評価時点における想定から遵守費用は変化していないと考える。

なお、事業者が申請手続きに要する費用は、事業者ごとに異なるが、以下の通り推計される。

年度	H30	R01 (H31)	R02	R03	R04	合計
測定指標						
申請者数	35	35	34	33	32	169
…経費（千円）	399	399	388	376	365	1,927

※1社当たりの申請に懸かる費用：1,900円/時間・人×2人×3時間/社=11,400円

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモ

ニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、申請手続きに懸かる費用を測定指標としていた。

年度 測定指標	H30	R01 (H31)	R02	R03	R04	合計
申請者数	35	35	34	33	32	169
…経費（千円）	798	798	775	752	730	3,853

※1 社当たりの申請に懸かる費用：1,900円/時間・人×4人×3時間/社＝22,800円

事前評価時には、約100社からの申請を見込んでいたところ、実際には、上記のとおり年間30社程度であった。そのため、申請の対応に懸かる費用については、事前評価時の推計よりも実際には少ない行政費用で対応できており、当該規制の導入による行政費用上の悪影響は発生していない。

また、自然冷媒機器導入支援及び次世代冷媒等開発支援のための事業費は以下の通り。

年度 事業（百万円）	H30	R01 (H31)	R02	R03	R04	合計
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業	7,160	7,031	5,624	7,274	8,999 ※執行中のため 予算額	36,088
省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業	250	653	700	650	550	2,803

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

オゾン層保護法に基づくHFCの消費量削減は、フロン排出抑制法に基づいて策定されたHFCの使用見通しと整合性を図りながら行うこととしている。毎年行われている製造業者等からの国内出荷相当量の実績報告によると、事前評価時点以降、実績数量は減少しており、令和2年度（2020年度）においては、フロン排出抑制法における当該年度の使用見通しである約4,340万t-CO₂を下回る実績（4,037万t-CO₂）であったことを確認した。

また、HFCの国内出荷単価を継続的に監視しているが、事前評価時点以降、大きな変動は認められていない。

このため、規制の事前評価時に意図していたとおりに消費量が減少しており、事前評価時に意図していなかった価格高騰等の負の影響もないものとする。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入は、国際条約を遵守するために必要なものであった（簡素化要件iii）ところ、HFCの代替冷媒の開発等に懸かる費用は少なからず発生していたと考えられるものの、新たな代替冷媒の技術開発については、平成30年度から令和4年度にかけて国が研究開発支援（約28億円）を講じ、家庭用・業務用エアコン用の冷媒開発に向けた評価手法の確立や国際規格の整備を促進したことにより、遵守費用が軽減されている。そのほか、申請手続きの電子化を進めることにより、事業者の負担軽減を図っている（また、発生した行政費用については、上記⑤のとおりである）。

以上を踏まえ、オゾン層保護法においてHFCの製造・輸入数量の制限を行う規制の導入は妥当であったことから、今後も規制措置を続けていく必要がある。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
規制の名称： 製造量と輸入量を制限する物質の追加
規制の区分： 新設、**改正**、**拡充**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省地球環境局地球温暖化対策課
評価実施時期： 平成30年1月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： iii

※ 以下の表 1 を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表 1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間 10 億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの <ul style="list-style-type: none">副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下、「議定書」という。）」（1987年採択）は、オゾン層破壊効果のある特定フロンの生産・消費の削減を加盟国に義務付ける国際条約であり、全ての国連加盟国が締結している、環境分野における主要な国際約束の一つである。我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下、「オゾン層保護法」という。）」において、議定書の削減義務の国内実施を担保している。

本議定書に基づく措置により、特定フロンのオゾン層を破壊しない代替フロンへの転換が進められたが、代替フロンは高い温室効果を有することから2016年に議定書の改正が行われ、代替フロンについても、生産・消費の義務が加盟国に課されることとなった。

本議定書改正を我が国が仮に締結しない場合、国内担保措置は行われないので、議定書の削減義務が我が国に課されなくなる。他方で、70か国以上が本議定書改正を締結することを条件として、2033年1月1日以降、締約国は本議定書改正の非締約国からの代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（以下、「HFC」という。）の輸入、非締約国への輸出が禁止されるため、我が国が本議定書改正を締結しない場合、締約国とのHFCの輸出入が一切できなくなる可能性がある。

本議定書改正を我が国が仮に締結するも、国内担保措置を行わない場合、議定書の削減義務を履行できないこととなり、本資料で論ずるべきものではないが外交上問題が生じる可能性がある。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

HFCが、2016年の議定書改正により削減義務の対象となったことにより、我が国でも議定書の国内担保措置が必要となっている。

そこで議定書の担保措置としてオゾン層保護法で特定フロンに対して用いている規制措置と同一の枠組みで、代替フロンについても規制措置を行うことが合理的である。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

HFCの規制により、オゾン層破壊効果がなく温室効果の低い低温室効果ガスへ転換することに伴うコストが発生しうる。

現在、HFCの用途の一つである自動販売機や家庭用冷凍冷蔵庫の冷媒は、既に新規出荷分でCO₂やイソブタン等の自然冷媒に転換済みであることから、遵守費用は限定的であると考えられる。

業務用冷凍冷蔵機器については、自然冷媒技術が実用化され普及しつつあるが、HFCを使用した機器との価格差があるため、価格差を軽減し、普及するための支援措置を講じており、遵守費用は限定的になるものと考えられる。

一方で、家庭用や業務用のエアコンでは、現時点で安全性や効率性等をも満たす代替冷媒の実用化には至っておらず、研究開発等の費用が国内数社程度の企業に生じると考えられる。

（行政費用について）

・ 申請手続きに懸かる費用（国内製造量の許可・輸入の承認等）

1,900円/時間・人×4人×3時間/社×100社=100万円程度

1,900円/時間・人：審査を行う専門職員の時給

4人：実際に審査を行うと考えられる人数

3時間/社：一社あたりの審査時間

100社：過去にHFCの製造・輸入実績がある会社として実態調査を行った社数

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制対象拡大のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

・ 経済への副次的及び波及的な影響

フロン排出抑制法に基づき設定されている代替フロンの使用見通しでは、2025 年度までの我が国の代替フロンの使用見通し量は、議定書改正で我が国に課される限度の推計値を下回る事となっており、経済的な負の影響は限定的と考えられる。なお、規制による便乗値上げの防止の観点から、HFCについても国内出荷単価の報告を求めることで、価格に関する監視を継続的に実施していく。また、段階的に設定されている本議定書改正の削減義務を着実に履行するため、代替物質の開発に対する支援を行っていく。

・ 競争への副次的及び波及的な影響

規制の政策評価における競争状況への影響の把握を行うべく「競争評価チェックリスト」を活用した結果、競争に負の影響は限定的であるという結果になった。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

経済産業省及び環境省の審議会

経済産業省：産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/31.html

環境省：中央環境審議会 地球環境部会 フロン類等対策小委員会

<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-07.html>

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第 28 回締約国会合 (MOP28)

(平成 28 年 10 月 21 日)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_001690.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、法律において見直し条項を措置しないものの、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長 5 年とする。』と定められていることに則り、5 年後を目途に、事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

2029 年の基準値比 70%（推計約 2,200 万 CO2 トン）減をはじめとした議定書改正による HFC の削減義務を達成すべく、申請手続きの電子化を行うとともに、技術開発や設備導入の支援を行う。これらの動向を踏まえ、経済及び産業に対する総合的な影響を評価する。